

遮蔽物登録申請要領書

(一社) リビングアメニティ協会

1. 目的

この要領書は、「WindEye審査登録規程」に基づき、「WindEye」へ窓の総合熱性能を公表するためにリビングアメニティ協会(以下、ALIAと表現)へデータ登録申請を行う際の申請要領をまとめたものである。「WindEye」へのデータ登録申請者は、この要領に従って手続きを行うこととする。提出する申請図書は全てA4判で作成する。

なお、審査、登録等に関する全般的事項については、「WindEye 審査登録規程」に定められているので、ご参照ください。(「WindEye 審査登録規程」はALIAホームページに掲載)

2. 申請可能商品の種類

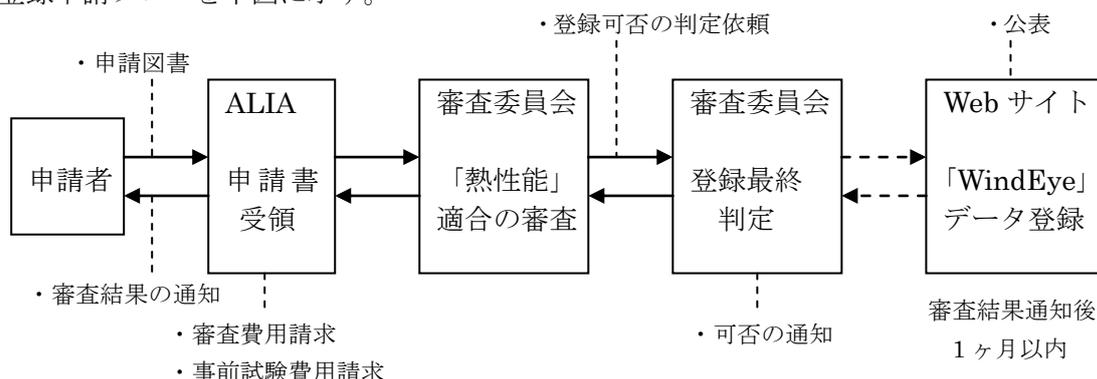
<申請可能商品一覧表>

表-1

種類		タイプ	用途	備考
遮蔽物	ブラインド	横型	室内/室外	
		木製等横型	室内/室外	平板形状のブラット
		縦型	室内	今後受付予定
		出窓型	室内	今後受付予定
		ロールスクリーン	室内/室外	
		プリーツ	室内	今後受付予定
	カーテン	標準	室内	今後受付予定
		シェード	室内	今後受付予定
	その他	障子	室内	今後受付予定
		網戸	室内/室外	今後受付予定

3. 登録申請フロー

登録申請フローを下図に示す。



4. 登録申込先

登録申請の申込先は下記とする。

登録申込先 (一社)リビングアメニティ協会 事務局 宛

住所: 〒102-0071 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング 6階

TEL: 03-5211-0540

FAX: 03-5211-0546

※毎月の申込締切日は毎月10日とし、可否通知までに3ヶ月程度を要する。

5. 申請区分と作成書類一覧

申請区分は、新規申請・追加申請・変更申請・取消申請とし、申請区分における作成申請図書は、「表-2」のデータ登録申請図書一覧表を参照とする。

各々の申請図書の作成要領は、以下の手順に従って記入を行い、各申請図書の日付については申請締切日(毎月10日㈬)を記入のこと。

<データ登録申請図書一覧表>

表-2

申請区分 作成申請図書			新規	追加			変更			取消						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
			新規申請	商品	商品名のみ	色・柄	社名	商品名	仕様・定格	色・柄名	申請書類の訂正	販売終了	社名	商品名	色・柄名	色・柄
申請書・ 一覧表	データ登録申請書 (新規/追加/変更/取消)	様式1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	
	遮蔽物の種類申請一覧表 (新規/追加/変更/取消)	様式3	○	○	○	○	—	○	○	—	●	○	—	○	—	
	遮蔽物種類データシート	様式3a	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—	○	—	—	
	スラット色申請一覧表 (新規/追加/変更/取消)	様式4-1	○	—	—	○	—	—	—	○	●	○	—	—	○	
	スクリーン申請一覧表 (新規/追加/変更/取消)	様式4-2	○	—	—	○	—	—	—	○	●	○	—	—	○	
	分光特性データ	様式5a	○	—	—	○	—	—	—	○	●	—	—	—	—	
申請書	データ登録取消申請書	様式2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—		
その他	会社概要又は案内 (非会員のみ)	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	覚書(新規申請)	様式7	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	覚書(社名変更)	様式8	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—		
	証明する書類	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—		
費用	申請料	—	要	要	要	要	要	要	要	要	—	—	—	—		

【書式一覧表の凡例】

○：申請区分毎の該当する内容を新規に作成し申請する。

—：不要及び対象外

●：必要に応じて提出

- (1) 申請区分の「新規申請」は、初めて熱性能の窓構成部品の申請を行う場合を言う。
- (2) 申請区分の「追加申請」とは、既登録申請された後に追加する場合を言う。
- (3) 申請区分の「変更申請」とは、既登録申請されている商品などに対し変更・訂正を行う場合を言う。
- (4) 申請区分の「取消申請」とは、既登録申請されている商品などに対し販売終了又は取消する場合を言う。

- ① 「新規」とは、WindEyeに登録するための全てのデータ項目を追加する場合をいう。
- ② 「商品の追加」とは、新規商品を追加する場合や仕様・定格の違う場合を言う。
- ③ 「商品名のみ追加」とは、既登録商品の商品名を追加する場合などを言う。
- ④ 「色・柄の追加」とは、試験体の色(スラット色、生地柄)として、既申請とは異なる色を追加する場合を言う。

- ⑤ 「社名変更」とは、既登録会社の社名を変更することを言う。
- ⑥ 「商品名の変更」とは、既登録商品名の変更をする場合を言う。
- ⑦ 「仕様・定格の変更」とは、既登録試料の仕様・定格を変更する場合を言う。
- ⑧ 「色・柄名の変更」とは、既登録商品の色（スラット色、生地柄）名を変更する場合を言う。
- ⑨ 「申請書類の訂正」とは、既申請図書の記載に間違いがあり訂正する場合を言い、訂正箇所を明確にした図書と、該当する既申請図書（審査済印押印のもの）のコピーを添付する。
- ⑩ 「販売終了」とは既存登録商品の商品、色（スラットの色、生地柄）の販売を終了する場合を言い、DBからは削除しない。
- ⑪ 「社名の取消」とは、既登録商品の全てを取り消す場合を言う。
- ⑫ 「商品名の取消」とは、既登録商品名を取消す場合を言う。
- ⑬ 「色・柄名の取消」とは、既登録商品の色・柄名を取り消す場合を言う。
- ⑭ 「色・柄の取消」とは、既登録申請の色・柄を取り消す場合を言う。

6. 申請図書作成要領（申込書、覚書、申請書、一覧表）

- (1) 新規申請の場合は、データ登録申請書（様式1）、遮蔽物の種類申請一覧表（様式3）、スラット色申請一覧表（様式4-1）、スクリーン申請一覧表（様式4-2）、覚書（様式7）を作成する。
※非会員については、会社概要または案内を作成する。
※申請商品の種類区分が異なるものを新規追加申請する場合は、覚書（様式7）を作成する。
- (2) 社名変更の場合は、データ登録申請書（様式1）、覚書（様式8）、社名変更証明書を作成する。
- (3) 社名取消（申請商品全部の取消）の場合は、データ登録取消申請書（様式2）を作成する。
- (4) 上記以外の追加申請、変更申請、取消申請の場合は、データ登録申請書（様式1）及び必要に応じ申請商品一覧表を作成する。

6.1. データ登録申請書

(1) 新規申請もしくは、既申請企業で追加申請、変更申請、又は取消申請の商品名の取消し（販売終了）を行う場合は、「データ登録申請書」（様式1）の所定の箇所に記入して提出する。

【記入例－1】

ブラインド様式1

「WindEye」データ審査登録申請書	
2000年00月00日	
一般社団法人リビングアメニティ協会 御中	
窓の熱性能データの（新規・追加・変更・取消）申請を行ないたいので、別紙書類を添えて申請いたします。	
【申請者】	
住 所	: 〒□□□-□□□ ○○県□□市○○町・・・
会 社 名	: ○○○株式会社 印
役職 氏名	: ○○ ○○太郎 印
【連絡窓口担当者】	
所 属 部 署	: ○○部○○課
役職 氏名	: □□ □□二郎
連絡先住所	: 〒□□□-□□□ ○○県□□市○○町・・・
電 話 番 号	: ○○-○○○○-○○○○
F A X	: ◎◎-◎◎◎◎-◎◎◎◎
E-mail	: abc@def.gh.com
【顧客問合せ窓口】	
住 所	: 〒□□□-□□□ ○○県□□市○○町・・・
電話番号	: ○○-○○○○-○○
URL	: h t t p / w w w . ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

※ 括弧 () 部分に今回申請する、新規、追加・変更、商品名の変更、商品の取消から該当するものを記入する。

※ 顧客からの問合せ窓口となる住所、電話番号、ホームページアドレス又は電子メールアドレスを下段に記入する。

※ 申請者は申請会社の部門責任者または、社長とする。

(2) 既申請企業で目録登録申請商品の全てを取消す(社名取消)場合は、「データ登録取消申請書」(様式2)の所定箇所に記入して提出する。

【記入例-2】

ブラインド様式2

「WindEye」データ登録取消申請書

2000年00月00日

一般社団法人リビングアメニティ協会 御中

窓の熱性能データの登録商品全ての取消しを申請いたします。

【申請者】

住所 : 〒□□□-□□□ ○○県□□市○○町・・・

会社名 : ○○○株式会社

印

役職 氏名 : ○○ ○○ 太郎

印

【連絡窓口担当者】

所属部署 : ○○部○○課

役職 氏名 : □□ □□ 二郎

連絡先住所 : 〒□□□-□□□ ○○県□□市○○町・・・

電話番号 : ○○-○○○○-○○○○

F A X : ◎◎-◎◎◎◎-◎◎◎◎

E-mail : abc@def.gh.com

※ 申請者は申請会社の部門役員者または、社長とする。

6.2. 遮蔽物の種類申請一覧表

- (1) 新規申請企業及び既申請企業は、今回申請する商品について、遮蔽物の種類申請一覧表「様式3」を作成する。【記入例-3】
- (2) 新規、追加、変更、取消に○をつけ、対象の製品について、必要な項目を記入する。

【記入例-3】

ブラインド様式3

遮蔽物の種類申請一覧表 (新規・追加・変更・取消)										
2000年 〇月 〇日										
株式会社×××										
No.	申請区分	設置場所	遮蔽物種類	スラット幅 (mm)	ピッチ (mm)	スラット高さ / 厚さ (mm)	商品ID	商品名	遮蔽物種類ID	商品タイプ
1	新規	室内側	横型ブラインド標準	15.8	12.0	1.1	N0901010121	ユニーク15	0901010121	標準(ユニーク)
2	新規	室内側	横型ブラインド標準	15.8	10.0	1.1	N0901010122	セレーノフィット15	0901010122	標準(セレーノ)
3	新規	室内側	横型ブラインド標準	24.6	21.5	2.2	N0901010221	ユニーク25	0901010221	標準(ユニーク)
4	新規	室内側	横型ブラインド標準	24.6	19.5	2.2	N0901010222	セレーノフィット25	0901010222	標準(セレーノ)
5	新規	室内側	横型ブラインド標準	24.6	21.5	2.2	N0901010226	ユニコンモア25・ユニタッチ25/標準タイプ	0901010226	標準(ユニコン)
6	新規	室内側	横型ブラインド標準	34.0	30.0	3.8	N0901010326	ユニコンモア35・ユニタッチ35/標準タイプ	0901010326	標準(ユニコン)
7	新規	室内側	横型ブラインド標準	48.0	43.0	5	N0901010426	ユニコンモア50/標準タイプ	0901010426	標準(ユニコン)
8	新規	室内側	横型ブラインド標準	48.0	30.0	5	N0901010428	ユニコンモア50/高気密タイプ	0901010428	高気密(ユニコン)
9	新規	室内側	横型ブラインド高気密	50.8	44.0	2.9	N0901030429	クレール50	0901030429	高遮蔽(ユニコン)
10	新規	室内側	横型ブラインド高気密	24.6	19.5	2.2	N0901040227	ユニコンモア25・ユニタッチ25/高遮蔽タイプ	0901040227	高遮蔽(ユニコン)
11	新規	室内側	木製等ブラインド標準	34.0	28.0	3.8	N0901040327	ユニコンモア35・ユニタッチ35/高遮蔽タイプ	0901040327	標準(クレール)
12	新規	室内側	木製等ブラインド高気密	50.8	42.0	2.9	N0901050430	クレールグランツ50	0901050430	高遮蔽(クレール)
13	新規	室内側	ロールスクリーン	-	-	-	N0901020121	ソフィー	0901020121	標準
14	新規	室外側	ロールスクリーン	-	-	-	N0902020123	ファリーナ	0902020123	屋外向け

※新規・追加・変更の場合には、メーカーで1シートにまとめて「遮蔽物データシート」(様式3a)をデータにて提出すること。
(スラット高さ/厚さ・横型ブラインド(アールのついた形状)はスラット高さを表記、木製等横型(平板形状)は厚さを表記とする)

ただし、遮蔽物種類IDは以下のメーカーID、及び、各階層の取り決めに沿った形で決める。
遮蔽物種類ID作成の取り決めは、ALIAホームページ掲載の「遮蔽物種類IDについて」を参照のこと。
また、下記の遮蔽物種類データシートを「Microsoft/Excel」で作成し、そのデータを添付すること。その際のシート名は「(様式3a) 遮蔽物データシート」とすること。

【記入例-4】

ブラインド様式3a

遮蔽物種類ID	設置場所	遮蔽物の種類	スラット幅 (mm)	スラットピッチ (mm)	スラット高さ/厚さ (mm)	商品ID	商品名	商品タイプ	遮蔽物種類ID	商品タイプ
0901010121	室内側	横型ブラインド標準	15.8	12	1.1	N0901010121	ユニーク15	標準(ユニーク)	01	ユニーク15
0901010122	室内側	横型ブラインド標準	15.8	10	1.1	N0901010122	セレーノフィット15	標準(セレーノ)	02	セレーノフィット15
0901010221	室内側	横型ブラインド標準	24.6	21.5	2.2	N0901010221	ユニーク25	標準(ユニーク)	03	ユニーク25
0901010222	室内側	横型ブラインド標準	24.6	19.5	2.2	N0901010222	セレーノフィット25	標準(セレーノ)	04	セレーノフィット25
0901010226	室内側	横型ブラインド標準	24.6	21.5	2.2	N0901010226	ユニコンモア25・ユニタッチ25/標準タイプ	標準(ユニコン)	05	ユニコンモア25・ユニタッチ25/標準タイプ
0901010326	室内側	横型ブラインド標準	34	30	3.8	N0901010326	ユニコンモア35・ユニタッチ35/標準タイプ	標準(ユニコン)	06	ユニコンモア35・ユニタッチ35/標準タイプ
0901010426	室内側	横型ブラインド標準	48	43	5	N0901010426	ユニコンモア50/標準タイプ	標準(ユニコン)	07	ユニコンモア50/標準タイプ
0901010428	室内側	横型ブラインド標準	48	30	5	N0901010428	ユニコンモア50/高気密タイプ	高気密(ユニコン)	08	ユニコンモア50/高気密タイプ
0901030429	室内側	横型ブラインド高気密	50.8	44	2.9	N0901030429	クレール50	標準(クレール)	09	クレール50
0901040227	室内側	横型ブラインド高気密	24.6	19.5	2.2	N0901040227	ユニコンモア25・ユニタッチ25/高遮蔽タイプ	高遮蔽(ユニコン)	10	ユニコンモア25・ユニタッチ25/高遮蔽タイプ
0901040327	室内側	横型ブラインド高気密	34	28	3.8	N0901040327	ユニコンモア35・ユニタッチ35/高遮蔽タイプ	高遮蔽(ユニコン)	11	ユニコンモア35・ユニタッチ35/高遮蔽タイプ
0901050430	室内側	横型ブラインド高気密	50.8	42	2.9	N0901050430	クレールグランツ50	高遮蔽(クレール)	12	クレールグランツ50
0901020121	室内側	ロールスクリーン	-	-	-	N0901020121	ソフィー	標準	13	ソフィー
0902020123	室外側	ロールスクリーン	-	-	-	N0902020123	ファリーナ	屋外向け	14	ファリーナ

6.3. スラット色申請一覧表、スクリーン申請一覧表

(1) 横型ブラインド用スラット色申請一覧表

- 1) 新規、追加、変更、取消に○をつけ、対象のスラット色について、必要な項目を記入する。
- 2) 申請企業は横型ブラインドのスラット色光学性能データについて「様式4-1」の試験成績一覧表を作成する。【記入例-5】
- 3) 別途分光特性データを添付すること。
- 4) RGB表記を16進数で記載すること。

【記入例-5】

ブラインド様式4-1

【様式4-1】スラット色申請一覧表

スラット色申請一覧表 (新規・ <u>追加</u> ・変更・取消)																									
2000年 〇月 〇日 株式会社×××																									
No.	申請区分	色No	色名称	上面日射反射率		下面日射反射率		RGB1	RGB2	表示順	放射率		対応遮蔽物種類												
				正反射	拡散	正反射	拡散				屋外側	屋内側	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
1	新規	Y1203	フロンブルー	0.100	0.500	0.100	0.500	A9ABAB	A9ABAB	1	0.9	0.9	0901010121	0901010122	0901010221	0901010222	0901010226	0901010226	0901010426	0901010428	0901040227	0901040327			
2	新規	K101	マゼンタ	0.100	0.500	0.100	0.500	E2BF95	E2BF95	2	0.9	0.9	0901030429	0901050430											

(2) ロールスクリーン用スクリーン申請一覧表

- 1) 新規、追加、変更、取消に○をつけ、対象のスラット色について、必要な項目を記入する。
- 2) 申請企業はロールスクリーンのスクリーン光学性能データについて「様式 4-2」の試験成績一覧表を作成する。【記入例-6】
- 3) 別途分光特性データを添付すること。
- 4) RGB表記を16進数で記載すること。

【記入例-6】

ブラインド様式4-2

【様式4-2】スクリーン申請一覧表

スクリーン申請一覧表 (新規・ <u>追加</u> ・変更・取消)																										
2000年 〇月 〇日 株式会社×××																										
No.	申請区分	色No	生地名称	日射透過率		日射反射率		RGB1	RGB2	表示順	放射率		対応遮蔽物種類ID													
				屋外側	室内側	屋外側	室内側				屋外側	屋内側	1	2	3	4	5	6	7	8						
1	新規	N9001	ブラック・ビニルホワイト	0.500	0.500	0.500	0.500	D1E5E9	D1E5E9	1	0.9	0.9	0901020121													
2	新規	YC	パニラタリム	0.500	0.500	0.500	0.500	C9C8BC	C9C8BC	2	0.9	0.9	0902020123													

(3) 分光特性データ

- 1) スラット色申請一覧表、スクリーン申請一覧表に対応する分光特性データを「様式5a」の通りとし、データにて提出とする。
- 2) 分光特性データは社内試験のデータでも可とする。
- 3) スラット色光学性能データはJIS R 3106:2019に規定される波長（300～380nmでは5nmごと、380～780nmでは10nmごと、800～2500nmでは50nmごと）での分光反射率を上側、下側で表記すること。

【記入例－7】

- 4) スクリーン光学性能データはJIS R 3106:2019に規定される波長（300～380nmでは5nmごと、380～780nmでは10nmごと、800～2500nmでは50nmごと）での分光透過率および分光反射率を室内からの入射の場合と室外側からの入射の場合で表記すること。【記入例－8】

【記入例－7】

ブラインド様式5 a

スラット分光測定データ

株式会社 × × ×	09	VI206					...製造会社名、プロダクトNo.、色No.、名称
SI	nanometers						...変更しない
対応遮蔽物種類 (ID)	0901010121	0901010122	0901010221	0901010222	0901010226	0901010326	...遮蔽物種類データシート(4層までの記入の場合は5層すべてに対応しているものとする)
	0901010426	スラットの場合は、未記入	スラットの場合は、未記入	0901040327			...JPEGデータ(左が単色例、右がツートン例)
波長	上面(屋外)分光透過率	下面(屋内)分光透過率	上面分光拡散反射率 (屋外側反射率)	上面分光正反射率	下面分光拡散反射率 (屋内側反射率)	下面分光正反射率	
300			0.053	0.013	0.053	0.013	
305			0.053	0.013	0.053	0.013	
310			0.052	0.012	0.052	0.012	
315			0.051	0.012	0.051	0.012	
320			0.050	0.012	0.050	0.012	
325			0.049	0.012	0.049	0.012	
330			0.049	0.011	0.049	0.011	
335			0.048	0.011	0.048	0.011	
340			0.047	0.012	0.047	0.012	
345			0.047	0.012	0.047	0.012	
.			
.			
.			
2000			0.716	0.020	0.716	0.020	
2050			0.715	0.021	0.715	0.021	
2100			0.717	0.022	0.717	0.022	
2150			0.680	0.022	0.680	0.022	
2200			0.695	0.023	0.695	0.023	
2250			0.647	0.025	0.647	0.025	
2300			0.590	0.026	0.590	0.026	
2350			0.604	0.024	0.604	0.024	
2400			0.622	0.020	0.622	0.020	
2450			0.572	0.023	0.572	0.023	
2500			0.621	0.017	0.621	0.017	
総合値			0.289	0.019	0.289	0.019	

※ 上下同色の場合でも、同じデータを入力

※電子データはMicrosoft/Excelで作成し記入例に基づき作成し、保存すること。

※電子データの提出はCDなどの適当な電子媒体によること。

7. 種類別申請図書の作成要領

(1) データ登録申請書、遮蔽物の種類申請一覧表、スラット色申請一覧表、スクリーン申請一覧表を種類毎に作成する。(遮蔽物の種類申請一覧表、遮蔽物種類データシート、スラット色申請一覧表、スクリーン申請一覧表、及び、分光特性データはCDなどの適当な電子媒体でデータも提出する。)

(2) 種類別申請図書の綴り順は上記の記載順とする。

8. 抜取り試験による性能是正

本委員会は、WindEyeを適正に運営維持するために、登録会社に対し登録済み商品の無償提供を要請し、独自で性能試験を実施する。実施日は不定期とし性能値に著しい品質の齟齬が確認できた場合は、登録会社に対し通知のうえ委員会にて説明を要請する場合がある。

9. 覚書

(1) 新規申請企業は、「様式7」の所定の箇所に記入して提出する。

【記入例-9】

ブラインド様式7

覚 書	
2000年00月00日	
一般社団法人リビングアメニティ協会 御中	
「WindEye」へ仕様の登録を申請します。 登録申請した商品が公表された後は、申請書類に示された品質・性能に基づき製造・販売します。	
【申請者】	
住 所	: 〒□□□-□□□ ○○県□□市○○町・・・
会 社 名	: ○○○株式会社 印
役職 氏名	: ○○ ○○ 太郎 印
【連絡窓口担当者】	
所 属 部 署	: ○○部○○課
役職 氏名	: □□ □□ 二郎
連絡先住所	: 〒□□□-□□□ ○○県□□市○○町・・・
電 話 番 号	: ○○-○○○○-○○○○
F A X	: ◎◎-◎◎◎◎-◎◎◎◎
E-mail	: abc@def.gh.com
備 考	

※ 申請者は申請会社の部門責任者または、社長とする。

※ 本申請は、初回登録のみの提出とする。

(2) 社名変更企業は、「様式8」の所定の箇所に記入して提出する。

【記入例－10】

ブラインド様式8

<p>覚 書</p> <p style="text-align: right;">2000年00月00日</p> <p>一般社団法人リビングアメニティ協会 御中</p> <p>「WindEye」へ登録された、会社名の変更登録を申請します。 登録申請した新社名が公表された後は、申請書類に示された品質・性能に基づき 製造・販売します。</p> <p style="text-align: center;">住 所 : 〒□□□-□□□ 〇〇県□□市〇〇町・・・</p> <p style="text-align: center;">会社名 : 〇〇〇株式会社 印</p> <p style="text-align: center;">役職 氏名 : 〇〇 〇〇 太郎 印</p>	
内 容	□□□株式会社は2000年00月00日に、 新会社名を〇〇〇株式会社 としました。
連絡窓口担当者	<p>所 属 部 署 : 〇〇部〇〇課</p> <p>役職 氏名 : □ □ □ □ 二 郎</p> <p>連絡先住所 : 〒□□□-□□□ 〇〇県□□市〇〇町・</p> <p>電 話 番 号 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>F A X : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>E-mail : <u>abc@def.gh.com</u></p>
備 考	

※ 申請者は申請会社の部門役員者または、社長とする。

10. その他の申請書類

(1) 新規申請の場合

- 1) 非会員の新規申請企業は、製造者の概要（所在地、経歴等）を記した書類又は会社案内等を添付する。
 - 2) 会員、非会員にかかわらず申請者、製造者が異なる場合は、申請者の販売代理権が確認できる書類を添付する。尚、様式は申請者の判断によるものとし、特に定めない。
- ※1)、2)の提示は、初回登録時のみとする。

(2) 社名の変更申請の場合

社名変更を証明する書類を添付すること（登記簿謄本「写し」など）。

11. 届出を要する事項

申請者住所、代表者、連絡窓口担当者、顧客窓口（URL）変更の場合は、「様式9」に該当箇所を記入のうえ、都度事務局へ届け出を行うこと。

【記入例－11】届出書類

ブラインド様式9

項目	変更前	変更後
住所	〒□□□-□□□ ○○県□□市○○町1-1	〒□□□-□□□ ○○県□□市○○町2-2
連絡窓口 担当者	○○部○○課 □□二郎 電話：00-000-0000 FAX：00-000-0000 E-mail：abc@def.gh.com	○○部○○課 □□一郎 電話：00-000-0000 FAX：00-000-0000 E-mail：abc@def.gh.com
備考		

※ 申請者は申請会社の部門責任者または、社長とする。

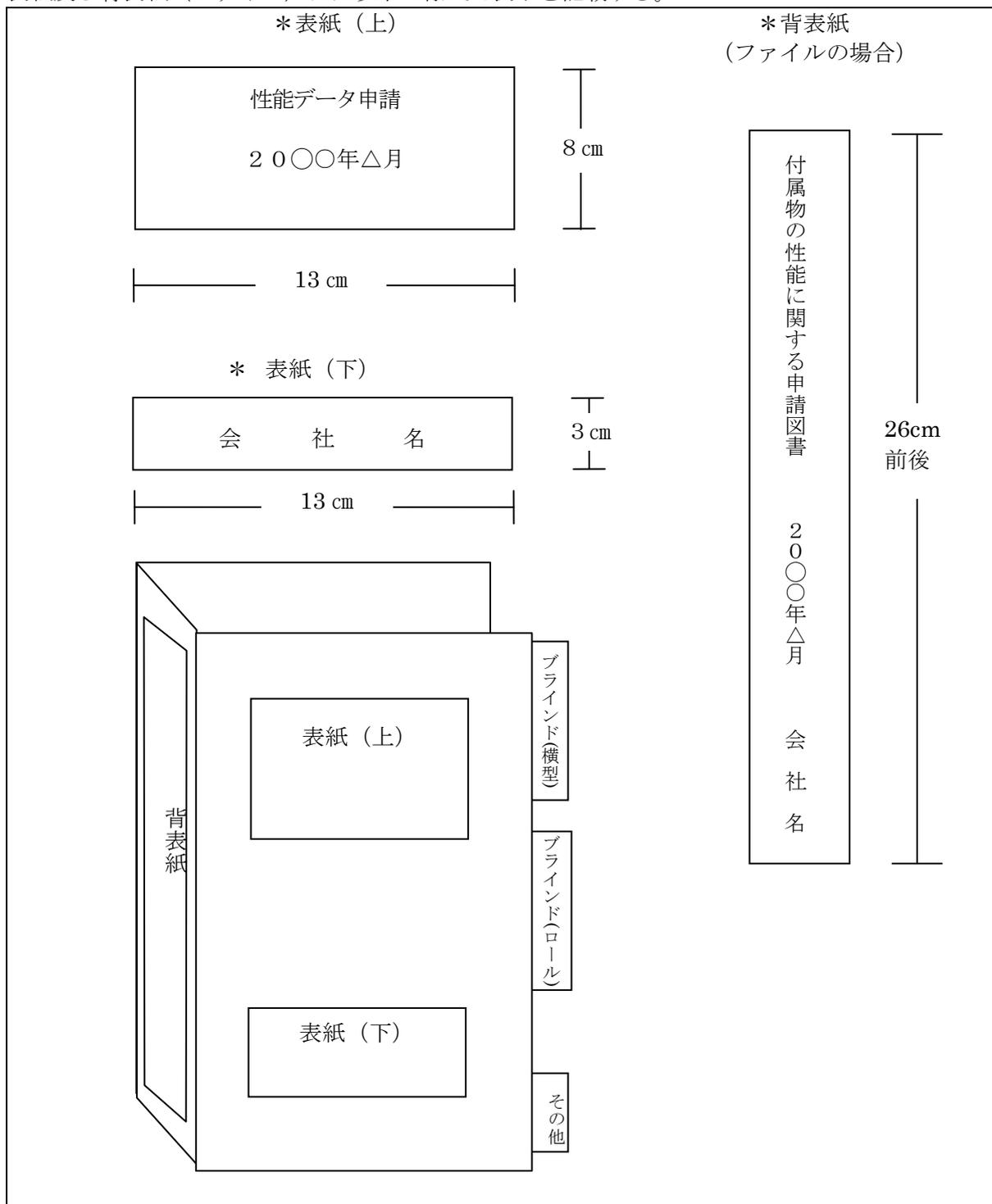
12. 申請図書提出要領

- (1) 申請図書は正副の各1部作成しファイル綴じで提出する。
- (2) 提出する申請図書は全てA4判とする。
- (3) ファイルの種類
 - ・A4-S（タテ）コクヨフラットファイルと同程度とする、ファイルの色は特別指示のない場合はピンク色とする。
- (4) ファイルの表紙と背に「ブラインド性能に関する登録申請図書」、申請年月日、申請者名を記載する、申請年月日は申請募集締切日を記入する。
- (5) 申請図書のファイリング方法
 - 1) 3頁の表-2「登録申請図書一覧表」の申請書、覚書、登録申請商品一覧表の順にとじ、つづいて、試験成績一覧表、試験成績書の順とする、種類別作成図書の後に、その他の書類をファイリングする。
 - 2) 申請区分毎（新規、追加、変更、取消）に仕切りを入れファイリングする。
 - 3) 種類別作成書類のリスト順にファイリングする。
 - 4) 種類別作成書類は種類毎に仕切りを入れインデックスをつける。
- (6) 枝分冊する場合
 - ・綴じ納まらない場合は枝分冊とし、「一算用数字」で表現する。

<例> 登録申請図書-1、登録申請図書-2

■表紙（ファイル）の表示

表紙及び背表紙（ファイル）には以下の様式で表示を記載する。



注1：ファイルはA4判（縦）

注2：提出申請書類は全て図面はA4サイズとする。

注3：申請区分毎（新規、追加、変更、取消）に仕切りを入れ、更に種類毎に仕切りを入れインデックスを付ける。

13. 申請に要する費用

(1) 初期登録費用(企業登録)：初回のみ

ALIA会員会社：30,000円(税別)

※賛助会員(6口以上で会員と同等、6口未満は非会員と同等)以下同じ

非会員(会社)：100,000円(税別)

(2) 審査登録費用(製品毎の場合)

1) 製品登録

会員：22,500円(税別)

非会員：45,000円(税別)

2) 色・柄・商品名の追加、社名・商品名・仕様・定格・色・柄の変更の場合の登録
(それぞれについて)

会員：15,000円(税別)

非会員：30,000円(税別)

3) 更新料(毎年度単位で変更の有無に関わらず)

ALIA非会員 50,000円(税別)

(ただし、平成28年度以前の制度における3年単位による更新が終了後より適用)

(3) 審査登録費用(年間定額制の場合)

年間登録費用(1年度あたり)

会員：200,000円(税別)

非会員：400,000円(税別)

(注1) 年間定額制は、登録申請件数にかかわらず年度ごとに一定の登録料とするものである。

(注2) 年間定額制から製品毎の登録料への変更はできない。製品毎の登録料から年間定額制への変更は、年度途中の場合を除き可能とする。

(4) 上記費用の支払については、申請図書審査終了後、当協会より請求とする。

(5) 上記費用振込先

りそな銀行 赤坂支店(普)口座番号 461101
口座名 シャ)リビングアメニティキョウカイ

14. 問合せ先

申請方法及び技術的な問い合わせは、Eメールで下記までご連絡ください。

なお、ご回答までには時間を要することがあります。

連絡先：一般社団法人 リビングアメニティ協会 事務局

E-mail：<http://www.alianet.org/> ご意見 宛

以上